

高知県立高知西高等学校 校友会会則

第1章 名称及び目的

第1条 本会は高知西高等学校校友会と称する。

第2条 本会は母校内に本部を置き支部を設けることが出来る。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校との関係を密にし、母校の発展興隆に貢献することを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員名簿の作成及び会報の発行
2. 会員親睦のための事業
3. 母校生徒の文化体育活動の奨励及び援助
4. その他母校発展につき適切な事業

第3章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 普通会員 高知西高等学校卒業生又は在学した者
2. 特別会員 母校現旧職員

第4章 役員

第6条 本会は次の役員を置く。

名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、理事若干名(校友会会員現職教員1名を含む)
事務局長1名、会計2名、会計監査2名。

第7条 名誉会長は母校現校長に委嘱する。

会長、副会長、理事、事務局長、会計、会計監査は総会において選出する。

幹事は各学年より1名、特別会員より2名選出し、会長が委嘱する。

委員は各卒業年度毎に2名を選出し、会長が必要に応じ委嘱する。

第8条 名誉会長は本会の諮問に応じ会長に協力する。会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。会長は、役員会の承認を得て元校友会会長の中から顧問を委嘱する事が出来る。

会計はこの会の出納事務を行う。

幹事は会務を管理し、各学年を代表する。

委員は本会と同期卒業生との連絡を図るものとする。

第9条 役員任期は2年とし再任することが出来る。但し欠員の補充により、就任した役員任期はその残存期間とする。

第5章 総会

第10条 本会総会は毎年1回9月に開催し、日時については役員会で決定する。また、総会では次の事項を審議する。

1. 役員を選出承認
2. 会則の変更
3. 予算決算の承認
4. 事業計画の承認

第11条 会長は緊急の際及び役員過半数の請求があった場合は、臨時総会を開くことが出来る。

第12条 総会及び役員会は会長が招集し、出席者の過半数をもって議決する。

第6章 役員会

- 第13条 役員会は総会で選出された役員で構成し、必要に応じてこれを開き、次の事項を審議執行する。
1. 総会より委任された事項
 2. 支部設置の承認
 3. その他重要事項

第7章 支部

第14条 本会則に基づき支部を設置する事が出来る。

第15条 支部を設置する時は次の事項を速やかに本部に届け出て、役員会の承認を得なければならない。

1. 支部の名称
2. 支部規則
3. 支部の事務所
4. 支部の代表者及び支部役員名
5. 支部会員名簿

第8章 会計

第16条 本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終る。

第17条 普通会員入会金1,000円、会費は2,000円とし、入会金と会費は卒業時又は入会時にこれを納付する。

第18条 本会の経費は入会金及び会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 会計事務の取扱いは、文書をもって校長に委任する。

附 則

この会則は、昭和35年8月1日実施の高知西高等学校同窓会会則を、昭和57年5月9日より高知西高等学校校友会(通称 西高校友会)と改称、改正する。

この会則は、平成8年10月12日改正し施行する。

この会則は、平成15年10月24日改正し施行する。

この会則は、平成21年9月20日改正し施行する。

この会則は、平成23年9月18日改正し施行する。

この会則は、平成26年9月21日改正し施行する。

細 則

◎助成金規定

全国大会出場	団体	20,000円
	個人	5,000円

◎慶弔対象者の範疇

現職校長
現職事務長及び校友会担当現職教員
現職PTA会長
総会で選出された役員及び顧問

◎支部総会への助成金規定(関東・関西)

- ①活動費の助成金 120,000円
(※但し、総会を開催しない場合は助成せず)
- ②本部校友会総会出席の場合の旅費・交通費・宿泊費(10,000円)・日当(5,000円)を支給する。
(旅費・交通費は実費)
- ③関東・関西各支部総会への本部役員出張旅費規定
交通費(実費)・宿泊費(20,000円)・日当(5,000円)を支給する。
- ④支部は本部に対して活動報告(決算報告)をすること。